

資産取り崩し期における夫婦二人世帯の適正支出

高岡 和佳子 CMA

目次

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1. はじめに | 4. 分析結果（単身世帯の適正支出） |
| 2. 先行研究 | 5. 分析結果（夫婦二人世帯の適正支出） |
| 3. 分析・検討の視点 | 6. 終わりに |

老後資金の必要額の算出や資産の取り崩し方の検討において、余命の不確実性は軽視されがちである。しかし、余命の不確実性と生存中に資産が枯渇するリスクとの関係は深く、単身世帯と異なり夫婦二人世帯の場合、この関係性把握ですら難しい。そこで、先行研究を参考に夫婦二人世帯の適正支出の考え方を提示し、夫婦二人世帯特有の資金計画策定上の注意点を確認する。

1. はじめに

本稿では、寿命（余命）の不確実性に着目し、資産取り崩し期における適正支出を検討する。

(1) なぜ資産取り崩し期の適正支出か

人生100年時代、資金計画の重要性が高まっている。通常、資金計画の策定は「青年期に働き始め、青年期から中年期にかけて資産を形成し、退職後の老年期に保有資産を取り崩し、人生を終える」といったライフサイクルを前提とし、退職後に備えて、ライフサイクルの初期段階から資産を形成することに主眼を置く。しかし、初期段階か

ら資産形成に努めれば、必ず退職後に希望する生活を維持するのに十分な資産を形成できるとは限らない。資産形成期の終わりに近い中年期には、資産形成状況の確認と、必要に応じて収支の改善が必要になる。

中年期末期における第一義的な収支改善策は就労延長である。高年齢者雇用安定法の改正によって、65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置を講ずる努力が義務化されるなど、より長く働き続ける環境も整備されつつある。ところが、依然として多くの企業は60歳定年再雇用制度を採用している。定年後に収入が低下する可能性は極めて高く、就労延長だけでは老後資金の不足を補え



高岡 和佳子（たかおか わかこ）

ニッセイ基礎研究所金融研究部主任研究員。1999年大阪大学工学部応用自然科学科卒業、2009年一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了。1999年4月日本生命保険入社。資産運用部門およびニッセイアセットマネジメントを経て、2007年3月よりニッセイ基礎研究所。2017年3月より現職。